

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成22(2010)年3月23日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

(1) 最三判平成22年3月2日 最高裁HP

平成20年(受)第1418号 損害賠償請求事件(破棄自判)

北海道内の高速道路において、自動車の運転者が、キツネとの衝突を避けようとして自損事故を起こし停車中、後続車に衝突されて死亡したことについて、上記運転者の相続人であるXらが、高速道路の管理者であった日本道路公団の訴訟承継人であるYに対し、国家賠償法2条1項に基づく損害賠償を求める事案において、小動物の侵入防止対策が講じられていなかったからといって高速道路に設置又は管理の瑕疵があったとはいえないとして、Xの請求を棄却した第1審を支持した事例。

(理由)

本件道路には有刺鉄線の柵と金網の柵が設置されているものの、有刺鉄線の柵には鉄線相互間に20センチメートルの間隔があり、金網の柵と地面との間には約10センチメートルの透き間があったため、このような柵を通り抜けることができるキツネ等の小動物が本件道路に侵入することを防止することはできなかったものといえることができる。しかし、キツネ等の小動物が本件道路に侵入したとしても、走行中の自動車がキツネ等の小動物と接触すること自体により自動車の運転者等が死傷するような事故が発生する危険性は高いものではなく、通常は、自動車の運転者が適切な運転操作を行うことにより死傷事故を回避することを期待することができるものといえるべきである。このことは、本件事故以前に、本件区間においては、道路に侵入したキツネが走行中の自動車に接触して死傷事故が年間数十件も発生していたながら、その事故に起因して自動車の運転者等が死傷するような事故が発生していたことがわかれず、北海道縦貫自動車道函館名寄線の全体を通じて、道路に侵入したキツネとの衝突を避けようとしたことに起因する死亡事故は平成6年に1件あったにとどまることから明らかである。これに対し、本件資料に示されていたような対策(キツネ等の小動物の侵入を防止するための対策として、金網の柵に変更した上、柵と地面との透き間を無くし、動物が地面を掘って侵入しないように地面にコンクリートを敷くことが示されていた。)が全国や北海道内の高速道路において広く採られていたという事情はうかがわれぬし、そのような対策を講ずるためには多額の費用を要することは明らかであり、加えて、本件道路には、動物注意の標識が設置されていたというのであって、自動車の運転者に対しては、道路に侵入した動物についての適切な注意喚起がされていたといえることができる。

(2) 最三判平成22年3月16日 最高裁HP

平成20年(受)第1459号 破産債権査定異議事件(棄却)

破産者A(以下「破産者」という。)の破産管財人である被上告人Xが、中小企業金融公庫の申立てにより破産裁判所がした破産債権査定決定を不服として、その変更を求める事案において、複数の債権の全部を消滅させるに足りない弁済を受けた債権者が、上記弁済を受けてから1年以上が経過した時期に初めて、弁済充当の指定に関する特約(本件不動産を法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法、時期、価額等により自由に処分することができ、その処分代金を任意の方法により債務の全部又は一部の弁済に充てることのできる旨の合意)(以下「本件特約」という。)に基づいて充当指定権を行使することは、許されないとした事例。

(理由)

本件特約は、民法488条1項に基づく弁済者による充当の指定を排除するとともに、同条2項ただし書に基づく弁済受領者による充当の指定に対する弁済者の異議権を排除することを主たる目的とする合意と解すべきであり、本件特約において、債権者において任意の時期に充当の指定ができる旨が合意されているとしても、上記合意に基づき弁済受領後いつまでも充当の指定をすることが許されるとすると、充当の指定がされるまで権利関係が確定せず、法的安定性が著しく害されることになる。債権者(中小企業金融公庫)は、本件各弁済を受けてから1年以上が経過した時期において初めて、本件特約に基づく充当指定権を行使する旨を主張するに至ったことが明らかであり、上記の時期に本件特約に基づく充当指定権を行使することは、法的安定性を著しく害するものとして、許されないとすべきである。同一の給付について複数の者が「各自全部の履行をする義務」を負っており(以下、全部の履行をする義務を負う者を「全部義務者」という。)、全部義務者の破産手続開始の決定後に、他の全部義務者が複数の債権のうちの一部の債権についてその全額を弁済した場合において、その破産債権の額につき見解の対立があったとしても、そのことは、上記判断を左右するものではない。

(3) 高松高判平成18年7月11日 判例タイムズ1280号313頁

平成18年(ホ)第2号 損害賠償反訴、損害賠償請求控訴事件(控訴棄却・確定)

本件は、事故により死亡した原動機付自転車の運転者Aの両親Xらが、相手方である自動二輪車の運転者であるY1(17歳)及びその親権者である母Y2に対し、同じく事故により傷害を負ったY1がXらに対しそれぞれ損害賠償を求めた事案である。第1審判決は、双方の請求をいずれも一部認容したため、Yらが控訴したところ、本判決は、Y1が経済的社会的にY2から独立しておらず、Y2の監督から離脱した状態になく、Y2は日常的にY1と接触し世話をしている立場にあったこと等を前提に、Y2のY1に対する監督可能性を肯定し、本件では、Y2にはY1の自動二輪車の運転が事故につながり得る危険なものであることを予見し、日常的にY1の運転状況を把握した上、速度違反等の交通違反をしないようY1に自覚させるよう厳しく指導

すべき注意義務があるにもかかわらず、Y2の監督状況は極めて不十分であったとして、Y2に民法709条に基づく損害賠償義務を認め、控訴を棄却した。

(4) 大阪高判平成19年8月30日 判例タイムズ1280号239頁  
平成19年(ネ)第595号 債務確認等請求控訴事件(控訴棄却・上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))

本件は、Y経営のゴルフ場につき、法人会員である会社が解散して特別清算手続に入りその親会社が会員権譲渡を受けたのに伴い、従前の登録記者であったXら(従前の法人会員の会社及びその親会社の代表取締役X1とその家族X2～X4)が、Xらを引き続き登録記者とする名義書換手続を申請したがこれを拒絶されたため、Yに対し名義書換を請求した事案である。Yは名義書換請求を受ける前に、会員権の譲渡については理事会とYの承認が必要である等の新会則を規定していたところ、本判決は、同新会則の趣旨から、客観的に見て会員の適格性を欠くと判断することが当然のこととして是認されるような特段の事由がない限りゴルフ場経営会社であるYはこれを拒否できないとし、Xらが長期間に渡り平穩にゴルフ場の利用を継続し、ゴルフクラブの各種委員を歴任するなど積極的に貢献していたことからすれば、承認の可否はYらの自由裁量に委ねられているものではなく、Yの再建方針の相違からXらに行き過ぎた言動があったとしても、除名に等しい本件の承認拒絶を正当化しうる十分な理由とは言い難い等とし、Yが名義書換義務を負うと判断して、控訴を棄却した。

(5) 福岡高判平成20年4月24日 判例タイムズ1297号130頁  
平成19年(ネ)第376号 慰謝料等請求控訴事件(控訴棄却・確定)

本件は、刑務所に在監中のXが、受刑者の投稿作品を掲載する所内誌に掲載された小説(同刑務所の別の受刑者が著作しあらかじめXの同意を得て投稿したもの)がXの犯した事件を題材とし、同事件の被害者Bを侮辱し、BXについて虚偽の事実を記載したものであるのに、刑務所職員がこれを被收容者等の閲覧に供し、Xの回収要請にも応じなかったため、プライバシー権等を侵害されたとして慰謝料20万円の国家賠償等を請求した事案である。本判決は、本件小説に「博多の若者二人」として登場する人物の一人とXとを同定する可能性があり、Xのプライバシー権が侵害されたとし、Xの回収要請に対する刑務所の不回収の決定ないしその後の閲覧の継続について刑務所担当者の注意義務違反を認め、慰謝料5万円を認容した。

(6) 大阪高判平成20年8月29日 判例タイムズ1280号220頁  
平成19年(ネ)第2587号 土地明渡等請求控訴事件(控訴棄却・上告受理申立)

本件で、土地所有者Xが、占有者Yに対し、その明渡しを求めたところ、Yは、(1)黙示の使用借権が設定された、(2)使用借権を時効取得した、(3)明渡請求は権利の濫用として許されないと主張し、Xは、Yの各主張を否認ないし争うとともに、使用借権の解除による消滅を主張した。本判決は、(1)を認めず、(2)についても、使用借権の時効取得が認められるためには、土地の継続的な利益という外形的事実が存在し、かつ、その使用収益が土地の借主としての権利の行為の意思に基づくものが客観的に表現されていることを必要とするところ、本件では、後者の要件を充たしているとは認められないとしたが、(3)について、本件明渡請求は権利の濫用にあたるとして、Xの控訴を棄却した。

(7) 福岡高裁決平成20年11月27日 判例時報2062号77頁  
平成20年(ラ)第55号 子の監護者の指定の審判及び子の引き渡しの審判に対する即時抗告事件(取消、却下)

離婚訴訟が継続中の夫婦につき、民法766条1項の準用ないし類推適用により監護者の指定の審判がなされた場合には、同審判とその後になされる離婚訴訟の判決とで、子の監護者に関し、矛盾した判断がなされることもあり得ることになる。そして、その場合には、比較的短期間のうちに、二度にわたり子の生活環境に急激な変化をもたらすことになりかねない。そのようなことは、子の福祉の観点からして許容しがたいことであるし、またそのような弊害を回避しなければならないとする余りに、離婚訴訟の判決において、先行する審判の結果にいたずらにとらわれるというようなことになったのでは、これまた到底是認することができない。そうであれば、離婚訴訟が継続中の夫婦において、それに先立って子の監護者の指定の審判を求めることができるのは、子の福祉の観点からして早急に子の監護者を指定しなければならず、離婚訴訟の帰趨を待っていることができないというような場合に限られるとするのが相当である。

本件においては、子の福祉の観点から、継続中の離婚訴訟の帰趨を待つことなく、子らの監護者を夫婦の一方に指定すべき必要性が存するとまではいえないというべきである。

(8) 東京高決平成21年7月8日 金法1892号52頁  
平成21年(ラ)第1136号 債権差押命令に対する執行抗告事件

複数の区分所有建物について根抵当権の設定を受けた相手方が、根抵当権に基づく物上代位権の行使として、本件各建物を賃借してこれを転貸している原告人の各第三債務者に対する転貸料債権について差押命令(原決定)を得たところ、原告人が、本件は抵当不動産の転貸人を所有者と同視することは相当とする場合には該当しない旨主張して、現決定に対して執行抗告をした事案。

本決定は、根抵当権設定登記後に賃貸人名義が所有者から原告人(転貸人)に変更されたこと、および原告人の本店所在地が所有者の代表取締役の住所地から現在地に変更されたこと等の事実を照らせば、原告人が相手方(申立債権者)の抵当権行使を妨げるために所有者と通謀して賃貸借契約を仮装し、第三債務者(転借人)との間の転貸借契約を締結したと推認することができるから、原告人を所有者と同視することが相当であるとした。

(9) 東京高判平成21年9月24日 判例時報2061号31頁  
平成21年(ネ)第2205号 管理規約無効確認請求控訴事件 取消(上告)

本件は、マンションの管理組合が平成18年に新たに管理規約を制定し、各居室を「不定期に保養施設として」使用する範囲を超えて使用することを原則として禁止する規定(本件管理規約1という。本件管理規約1に違反した場合通常より高額の管理費等の支払義務を負担させる規定(本件管理規約2)を定めたところ、本マンションを所有するX1らが各規約の無効確認等を求めたものである。原審は、本件マンションが保養施設として建設されたものであることから、その機能及び役割を維持し、区分所有者の負担に著しい不公平を生じさせ

ないためには不定期の保養施設としての使用を超える使用を禁止する規定を設定することに必要性和合理性が認められるとして管理規約1及び2は区分所有法31条1項後段の「一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきとき」には当たらないからXの承諾を要しないとされた。

本判決は、本件管理規約が設定されるまでは本件居室につき定住が禁止されていたと認めることができなからX1は本件居室を定住を含む住居用として使用収益する法的地位を有していたと言え、所有者がその所有物を本来の用法に従って使用収益することは所有権の本質的内容であるから本件規約1はXの本件居室の所有権の本質的内容に制約を加えるものと認めることができ特段の事情がない限りX1に受忍限度を超える不利益を与えるものである。本件規約2についても本件居室を継続的使用していることのみを理由とした合理的根拠に基づかない高額な負担を定めるものでありX1においてその負担を受忍すべきものとは言い難いとしX1の同意を要すると判示した。

(10) 東京地決平成20年10月15日 判例タイムズ1297号184頁  
平成20年(ヨ)第21005号 地位保全等仮処分申立事件(一部認容)

本件は、大学教授Xが、大学院生に対する暴力行為等について、学部教授会等において停職1か月の懲戒処分とされたが、それに先立ち、講義及び演習を担当させないという決議・措置がとられたため、Xが大学に対し本件科目の指導を担当する地位にあること仮に定めること及び本件科目の講義等を行うことの妨害の禁止の仮処分を申し立てた事案である。本決定は、本件措置はその目的が不明確で、同種行為の再発防止という目的に対する効果が不十分であり、それだけでXの不利益が極めて大きいなどとして、学部及び大学院の教務を遂行する権限の濫用に当たり、無効であるとし、Xの上記地位を仮に定めることを認めたが、授業を行う権利が抽象的なものであることからすると、上記地位にあることを強制力によって実現できる形で命ずるのは相当でないとし、上記妨害排除請求は却下した。

(11) 東京地裁中間判決平成20年11月18日 判例タイムズ1297号307頁  
平成20年(ワ)第17730号 共有物分割請求事件(管轄肯定)

本件は、XY夫婦が婚姻後に購入したマンションをX5分の4、Y5分の1の割合で共有しているところ、XがYに対し本件マンションの共有物分割を請求したのに対し、Yが、本件マンションは夫婦の共有財産であり財産分与の対象となる財産であるから、Xは財産分与の請求を家庭裁判所にすることができるのみで、地方裁判所に対し共有物分割訴訟を提起することは許されず、管轄は地方裁判所にないと主張した事案である。Yは、遺産分割については共有物分割が許されず遺産分割の審判手続によるものとされていることから、離婚における財産分与の場合も同様に考えるべきである旨主張したが、本中間判決は、夫婦が共有持分を有する共有財産につき共有物分割訴訟を提起することが許されないと解すべき法律上の根拠はないとして、被告の主張を排斥し、地方裁判所が裁判管轄を有することを認めた。

#### 【商事法】

(12) 最三判平成22年3月16日 最高裁HP  
平成21年(受)第1154号 退職慰労金等請求事件(破棄差戻し)

Yの取締役を退任したXが、株主総会決議等によって定められたところに従い、当時のYの役員退職慰労金規程(以下「本件内規」という。)に基づき算出された額の退職慰労年金を受給していたところ、その後の取締役会決議で本件内規が廃止されたとして同年金の支給が打ち切られたため、Yに対し、未支給の退職慰労年金の支払等を求める事案において、内規の廃止によりXの退職慰労年金債権を失わせることはできないとした事例。  
(理由)

本件内規に従って決定された退職慰労年金が支給される場合であっても、取締役が退任により当然に本件内規に基づき退職慰労年金債権を取得することはなく、Yの株主総会決議による個別の判断を経て初めて、Yと退任取締役との間で退職慰労年金の支給についての契約が成立し、当該退任取締役が具体的な退職慰労年金債権を取得するに至るものである。Yが、内規により退任役員に対して支給すべき退職慰労金の算定基準等を定めているからといって、異なる時期に退任する取締役相互間についてまで画一的に退職慰労年金の支給の可否、金額等を決定することが予定されているものではなく、退職慰労年金の支給につき、退任取締役相互間の公平を図るために、いったん成立した契約の効力を否定してまで集团的、画一的な処理を図ることが制度上要請されているとみることはできない。退任取締役がYの株主総会決議による個別の判断を経て具体的な退職慰労年金債権を取得したものである以上、その支給期間が長期にわたり、その間に社会経済情勢等が変化し得ることや、その後の本件内規の改廃により将来退任する取締役との間に不公平が生ずるおそれがあることなどを勘案しても、退職慰労年金については、集团的、画一的な処理が制度上要請されているという理由のみから、本件内規の廃止の効力を既に退任した取締役に及ぼすことは許されず、その同意なく上記退職慰労年金債権を失わせることはできないと解するのが相当である。以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、Yの主張する黙示的な合意の有無、事情変更の原則の適用の有無等につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

(13) 名古屋地判平成21年4月24日 判例時報2063号66頁  
平成19年(ワ)第574号 損害賠償請求事件 認容(控訴)

一般印刷業を目的とする会社が、その経理担当者において会社の資金を不正に流用して外国為替証拠金取引業者である会社と同社取締役を担当者として通貨証拠金取引を行い、多額の損害を被ったことで、当該取締役個人に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案において、被告の取締役は他人の金員の運用を預かる立場にあり、不適合な取引とならないように注意する一般的な義務があるのにこれを怠った、むしろそのように仕向けたとして、個人の不法行為責任が認められ、過失相殺の適用が否定され、請求が認容された事例。

#### 【知的財産】

(14) 知財高判平成22年2月24日 裁判所HP

平成21年(ネ)第10017号 特許を受ける権利の確認等請求控訴事件(原審・東京地裁平成19年(ワ)第12655号)

原審の東京地裁は、本件発明の発明者は、控訴人を退職してその後被控訴人に入社したAのみであり、被控訴人は、Aから本件発明について特許を受ける権利の譲渡を受けて特許出願し、特許を受ける権利の譲渡の対抗要件は出願である(特許法34条1項)ところ、被控訴人は対抗要件を具備しており、かつ、被控訴人は背信的悪意者とはいえないなどとして、控訴人の本訴請求を棄却したことを不服として控訴人(1審原告)が本件控訴を提起した事案。

被控訴人の特許出願は、控訴人において職務発明としてされた控訴人の秘密である本件発明を取得して、そのことを知りながらそのまま出願したものと評価することができるから、被控訴人は「背信的悪意者」に当たるといふべきであり、被控訴人が先に特許出願したからといって、それをもって控訴人に対抗することができるとするのは、信義誠実の原則に反して許されず、控訴人は、本件特許を受ける権利の承継を被控訴人に対抗することができるというべきである、として原判決を取り消し、控訴人が本件発明について特許を受ける権利を有することを確認した。

(15) 知財高判平成22年2月24日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10186号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

引用発明1における技術思想の中核は、「バックル部に加わる外力を支柱と可動係止片の接続部を支点とする動きによってできる限り吸収し、バックル部の動きを可動係止片に伝達しにくくする構成を採用することにより、結束具の引き抜き強度を向上させること」にあるといふことができる。

引用発明1の構成を前提として、本件発明1の「解除片」についての相違点1に係る構成である「上部部は前記部品保持部の前記両側の側面一部に連結されている」との構成を採用すると、引用発明1のバックル部と可動係止片の上部部が連結されることになるから、バックル部に加わる外力を支柱と可動係止片の接続部において吸収しにくくなることは自ずと明らかである。

そうすると、引用発明1において、本件発明1の相違点1に係る構成を採用することは、引用発明1の技術思想の中核部分と相反するものであり、引用発明1に接した当業者が上記相違点1に係る構成を採用することは、その動機付けを欠くものであるといふことができるばかりでなく、阻害要因があるとさえることができる。

(16) 知財高判 平成22年3月3日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10133号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

本件特許出願時における当業者にとって、油圧式ショベル系掘削機のアーム先端部に取り付ける埋込用アタッチメントとして、四角形の台板の上部に振動装置を備えたとともに、その下部略中央部に杭との嵌合部を備えるものはよく知られており、振動装置、四角形の台板及び嵌合部相互の関係については、四角形の台板を油圧モーターを含む振動装置が納まる程度の大きさとし、振動装置が隠れるように配置する構成のものが知られ、作業現場において長年にわたって使用されてきたものとして周知であったといふことができる。

したがって、本件明細書及び図面に接した当業者は、当該図面の記載が必ずしも明確でないとしても、そのような周知の構成を備えた台板が記載されていると認識することができるものといふべきであるから、本件訂正は、特許請求の範囲に記載された発明の特定の部材の構成について、設計的事項に類する当業者に周知のいくつかの構成のうちの1つに限定するにすぎないものであり、この程度の限定を加えることについて、新たな技術的事項を導入するものとまで評価することはできないから、本件訂正は本件明細書及び図面に記載した事項の範囲内においてするものとした本件審決の判断に誤りはない。

一方、本件発明と引用発明との相違点に係る構成は、この種の杭埋込装置における設計的事項であって、当業者によく知られた周知の構成のうちの1つであることについては、上記の本件訂正について検討したところから明らかであり、また、そうであるからこそ、本件訂正は、特許請求の範囲を拡張又は変更するものでもなく、新規事項を追加するものでもないといふことができる。台板と振動装置との関係として、油圧モーターを含む振動装置が台板に隠れるように構成することによって、下方からの外力から台板の上部にある振動装置が保護されることは、当業者であれば、作業現場における使用を通じて既に熟知している事柄であるといわなければならない。

そうすると、当業者に周知の設計的事項に係る構成である相違点に係る構成を導き出すことは、当業者にとって容易であるといふほかはない。したがって、本件審決における本件発明の進歩性についての判断は誤りである。

(17) 東京地判平成22年3月4日 裁判所HP

平成20年(ワ)第10735号 商標使用差止等請求事件

「I」、「●(ハートマーク図形)」及び「NAILS」という単語及び図形から成る商標の商標権を有する原告が、「I」、「●(ハートマーク図形)」及び「Nail」という単語及び図形から成る被告標章をその経営するネイルサロン店及びネイルスクール店の店舗の看板、広告宣伝物等に付して使用する被告に対し、被告によるこれらの行為が原告の有する商標権を侵害する行為であると主張して、商標法37条1号、36条1項、2項に基づき差止めを求める事案で、本訴請求は原告による商標権の濫用に当たるか否が争点となった。

原告が、当初原告商標(「I LOVE NAILS アイラブネイルズ」)の商標権に基づき、被告に対して標章の使用の中止を求め、被告において、当初被告標章(「I LOVE NAIL」)を変更後被告標章(「I」、「●(ハートマーク図形)」及び「Nail」)に変更し、更に、当初原告商標との相違を明確にするため、「アイハートネイル」との称呼を付記して被告標章に変更したにもかかわらず、また、原告において、被告が「●(ハートマーク図形)」の図形を含む標章を使用していることを認識しながら、本件商標について商標登録を得て、本件商標権の行使をするに至ったという経過が認められるとしても、そのことから、直ちに、原告が、被告に標章の変更を強いることにより多額の費用をかけさせて被告の業務を妨害することや、被告に被告標章を使用させないことによりその業務上の信用を失わせて被告の業務を妨害することを目的として、本件商標について商標登録を得たとか、あるいは、本件商標権を被告に対して行使したとかということではできない、として原告の差止め請求が認められた。

【民事手続】

(18) 最三判平成22年3月16日 最高裁HP

平成20年(受)第1202号 破産債権査定異議事件(破棄差戻し)

破産者a社(以下「破産会社」という。)の破産管財人であるXが、中小企業金融公庫の申立てにより破産裁判所がした破産債権査定決定を不服として、その変更を求める事案において、債務者の破産手続開始の決定後に物上保証人が複数の被担保債権のうちの一部の債権につきその全額を弁済した場合に、複数の被担保債権の全部が消滅していなくても、債権者は破産手続において上記弁済に係る債権を行使することができないとされた事例。

(理由)

破産法104条1項及び2項は、あくまで弁済等に係る当該破産債権について、破産債権額と実体法上の債権額とのかい離を認めるものであって、同項にいう「その債権の全額」も、特に「破産債権者の有する総債権」などと規定されていない以上、弁済等に係る当該破産債権の全額を意味すると解するのが相当である。そうすると、債権者が複数の全部義務者に対して複数の債権を有し、全部義務者の破産手続開始の決定後に、他の全部義務者が上記の複数債権のうちの一部の債権につきその全額を弁済等した場合には、弁済等に係る当該破産債権についてはその全額が消滅しているのであるから、複数債権の全部が消滅していなくても、同項にいう「その債権の全額が消滅した場合」に該当するものとして、債権者は、当該破産債権についてはその権利を行使することはできないというべきである。そして、破産法104条5項は、物上保証人が債務者の破産手続開始決定の後に破産債権である被担保債権につき債権者に対し弁済等をした場合において、同条2項を準用し、その破産債権の額について、全部義務者の破産手続開始の決定後に他の全部義務者が債権者に対して弁済等をした場合と同様の扱いをしている。したがって、債務者の破産手続開始の決定後に、物上保証人が複数の被担保債権のうちの一部の債権につきその全額を弁済した場合には、複数の被担保債権の全部が消滅していなくても、上記の弁済に係る当該債権については、同条5項により準用される同条2項にいう「その債権の全額が消滅した場合」に該当し、債権者は、破産手続においてその権利を行使することができないものというべきである。

(19) 最三判平成22年3月16日 最高裁HP

平成20年(才)第999号 遺言無効確認等請求事件(破棄自判)

Xが、Yらに対し、Y2が遺言書偽造による相続欠格者に当たるとして、Y2がAの相続財産につき相続人の地位を有しないことの確認等を求めたのに対し(以下、「本件請求」という。)、第1審は、本件請求を棄却したため、Xがこれを不服として控訴したところ、原審は、本件請求を棄却した第1審判決をY2に対する関係でのみ取り消した上、同Y2に対する本件請求を認容する一方、Y1に対するXの控訴を、控訴の利益を欠くものとして却下した。これに対しY2のみが上告した場合、上告審は、原判決のうちY2に関する部分のみならず、Y1に関する部分も破棄して不利益に変更できるとした事例。

(理由)

本件請求に係る訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要する固有必要的共同訴訟と解するのが相当である(最高裁平成15年(受)第1153号同16年7月6日第三小法廷判決・民集58巻5号1319頁)。したがって、本件請求を棄却した第1審判決は、XのY1に対する請求をも棄却するものであるというべきであって、XのY1に対する控訴につき、控訴の利益が認められることは明らかである。原審は、本件請求を棄却した第1審判決をY2に対する関係でのみ取り消した上、Y2に対する本件請求を認容する一方、Y1に対する控訴を却下した結果、Y1に対する関係では、本件請求を棄却した第1審判決を維持したものとみざるを得ない。このような原審の判断は、固有必要的共同訴訟における合一確定の要請に反するものである。

そして、原告甲の被告乙及び丙に対する訴えが固有必要的共同訴訟であるにもかかわらず、甲の乙に対する請求を認容し、甲の丙に対する請求を棄却するという趣旨の判決がされた場合には、上訴審は、甲が上訴又は附帯上訴をしていないときであっても、合一確定に必要な限度で、上記判決のうち丙に関する部分を、丙に不利益に変更することができるものと解するのが相当である(最高裁昭和44年(才)第316号同48年7月20日第二小法廷判決・民集27巻7号863頁参照)。

(20) 名古屋高判平成21年7月22日 金法1892号45頁

平成21年(ネ)第32号 預金払戻請求控訴事件

公共工事の請負者が、保証事業会社の保証のもとに地方公共団体から前払金の支払を受け、預託金融機関に預託していたが、工事続行が不可能となり請負契約が解除された後、請負者が破産手続開始決定を受けた場合、破産手続開始決定後に行われた公共工事の出来高確認により地方公共団体へ返還されるべき前払金が存在しないことが確認されるまでは、前払金に係る預金払戻請求権は破産財団に帰属したもといえないから、当該金融機関の請負者に対する破産債権たる貸金債権との相殺は、破産法71条1項1号の相殺禁止条項により行うことができない。

(21) 東京高判平成21年9月8日 金法1893号60頁

平成21年(ラ)第1396号 担保不動産競売の開始決定前の保全処分決定(一部却下)に対する執行抗告事件

担保不動産収益執行の手続が開始されている不動産について担保不動産競売の開始決定前の保全処分の申立てがされた事案において、保全処分はあくまで担保不動産競売事件の手続内で目的不動産の価値を保全する手段として認められているので担保不動産収益執行の管理人に使用を許すことを命ずることはできないとして、申立てを一部却下した原決定が維持された事例。

【刑事法】

(22) 最二判平成21年10月19日 判例時報2063号155頁

平成18年(あ)第1124号 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件 破棄差戻

暴力団幹部が配下組員らと共に上ホテルロビーにおいてけん銃等を携帯所持したという銃刀法違反被告事件につき、最高裁として間接事実の認定評価等を行い、被告人が総長を務める暴力団組織の配下組員らには対立する会からのけん銃による襲撃に備えてけん銃等を所持し被告人の警護に当たっていたものであり、被告人もそのようなけん銃による襲撃の危険性を十分に認識し、これに対応するため配下組員らと同行させて警護に当たらせてい

たものと認められ、このような状況のもとでは、他に特段の事情がない限り、被告人においても、配下組員らがけん銃を所持していることを認識した上で、それを当然のこととして受け入れて認容していたものと推認するのが相当であり、けん銃等所持の共謀が認められないとして無罪とした第1審判決及びこれを是認した原判決に重大な事実誤認の疑いがあるとして破棄し、第1審に差し戻した事例。

(23) 最一決平成22年3月15日 最高裁HP  
平成21年(あ)第360号 名誉毀損被告事件(棄却)

1. インターネットの個人利用者による表現行為の場合も、他の表現手段を利用した場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきではない。

2. インターネットの個人利用者による表現行為について、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて相当の理由があるとはいえないとして、名誉毀損罪の成立が認められた事例

(事案)

被告人が、フランチャイズによる飲食店「ラーメン甲」の加盟店等の募集等を業とする乙株式会社の名誉を毀損しようとして、パーソナルコンピュータを使用し、インターネットを介して、プロバイダーから提供されたサーバーのディスクスペースを用いて開設したホームページにおいて、「インチキFC甲粉碎!」、「貴方が『甲』で食事をする、飲食代の4~5%がカルト集団の収入になります。」などと、同社がカルト集団である旨の虚偽の内容を記載した文章を掲載し、また、同社が虚偽の広告をしているがごとき内容を記載した文章等を掲載し続け、これらを不特定多数の者の閲覧可能な状態に置き、もって、公然と事実を摘示して乙株式会社の名誉を毀損したと認定された事案(以下、被告人の上記行為を「本件表現行為」という。)

これに対し、弁護人側が、被告人は一市民として、インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行った上で、本件表現行為を行っており、インターネットの発達に伴って表現行為を取り巻く環境が変化していることを考慮すれば、被告人が摘示した事実を真実と信じたことについては相当の理由があると解すべきであって、被告人には名誉毀損罪は成立しないと主張した。

(判断)

個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、おしなべて、閲覧者において信頼性の低い情報として受け取るには限らないのであって、相当の理由の存否を判断するに際し、これを一律に、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき根拠はない。そして、インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもないことなどを考慮すると、インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない。

本件では、被告人は、商業登記簿謄本、市販の雑誌記事、インターネット上の書き込み、加盟店の店長であった者から受信したメール等の資料に基づいて、摘示した事実を真実であると誤信して本件表現行為を行ったものであるが、このような資料の中には一方的立場から作成されたにすぎないものもあること、フランチャイズシステムについて記載された資料に対する被告人の理解が不正確であったこと、被告人が乙株式会社の関係者に事実関係を確認することも一切なかったことなどの事情が認められ、このような事実関係の下においては、被告人が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。

(24) 福岡高裁那覇支部判平成22年3月9日 裁判所HP

平成21年(う)第25号 殺人(破棄自判)

1. 被告人の責任能力が争われた事案において、原審が依拠した原審での本鑑定の信用性を否定し、持続性妄想性障害による心神耗弱の疑いを認定した事例(なお、原審が懲役10年としたところ、検察官は量刑不当を、弁護人は事実誤認(心神喪失を主張)を理由に控訴し、控訴審は心神耗弱を認定の上で懲役8年と判断した)。

2. 裁判所は、原審での本鑑定について、鑑定人の事実誤認及び了解可能性に関する評価の誤り等を指摘して信用性を否定し、他方で、控訴審で弁護人が証拠請求した協力医の意見書の信用性を肯定した。

【公法】

(25) 最三判平成22年2月23日 裁判所HP

平成21年(行七)第234号 公金不当利得返還等請求事件(一部につき1審判決取消し、同部分の被上告人の請求棄却等)

1. 市議会の会派に交付する政務調査費の用途を「会派が行う」調査研究活動と定める市の規則の下で、会派の代表者の承認を得てされた所属議員への政務調査費の支出が上記の「会派が行う」との要件を満たすとされた事例。

2. 最高裁判決(最高裁平成19年(行七)第170号同21年7月7日第三小法廷判決・裁判集民事231号183頁参照)では、「『会派が行う』調査研究活動には、会派がその名において自ら行うものほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」とされた。

(26) 最三判平成22年2月23日 裁判所HP

平成18年(行七)第79号 損害賠償請求事件(破棄差戻し)

1. 市営と畜場の廃止に当たり市が利用者等に対してした支援金の支出が国有財産法19条、24条2項の類推適用又は憲法29条3項に基づく損失補償金の支出として適法なものであるとはいえないとされた事例。

2. 市側は、上記廃止に伴う損失補償金あるいは地方自治法上の補助金であると主張したが、最高裁判決では、前者の主張につき、当該と畜場が利用資格制限のないものであり利用者等の事実上の独占状態が国有財産法の規定の類推適用根拠とはならないこと、利用者等の独占使用は当該と畜場が公の利用に供されていたことの反射的利益に過ぎず、廃止に伴う不便は住民が等しく受忍すべきものであるとして、憲法29条3項の適用はないことが判示された。

後者の主張については、市費補助等取扱要綱の趣旨に照らした検討等の必要な審理が行われていないとして、支出の合理性・公益上の必要性のみを根拠に適法とした原審の判断が審理不十分とされた。

(27) 最一判平成22年2月25日 裁判所HP

平成21年(行ヒ)第25号 公文書非公開決定処分取消等請求事件(1審被告敗訴部分を破棄、1審原告の控訴及び上告を棄却)

1. 市立学校の教職員の評価・育成制度に基づき作成された文書に記載された個々の教職員の目標や評価等に関する情報が、茨木市情報公開条例(平成15年茨木市条例第35号)7条6号柱書き及び同号エ所定の非公開情報に当たるとされた事例。

2. 非公開事由にあたるか否かは、公開することが「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」か否かにかかっている。

開示請求の対象となった、校長等が個別の教職員に対し次年度の課題や目標を記載する部分について、原審は、個別の教職員への評価という側面が弱い等と判断したが、最高裁判決では、当該教職員の課題等について直截的な記載が避けられるおそれがあるとして、上記事由に該当すると判断された。

(28) 最三判平成22年3月2日 裁判所HP

平成19年(行ヒ)第105号 所得税納税告知処分取消等請求事件(破棄差戻し)

1. ホステスの業務に関する報酬の額が一定の期間ごとに計算されて支払われている場合において、所得税法施行令322条にいう「当該支払金額の計算期間の日数」は、ホステスの実際の稼働日数ではなく、当該期間に含まれるすべての日数を指すとされた事例。

2. 原審は、可能な限り実際の経費に近似する額を控除すべきとしたが、最高裁判決は、文理上無理がある解釈であることに加え、上記322条の立法趣旨が源泉所得税額の還付の手間を省くことにあった点を指摘し、上記の通り判断した。

(29) 東京高判平成19年10月31日 判例タイムズ1280号149頁

平成19年(行コ)第129号 消費税更正処分等取消請求控訴事件(控訴棄却・上告)

本件は、Xが、税務調査に対し第三者を立ち会わせることを要求して調査に協力せず、帳簿等を適式に保存していなかったとして、法人税の青色申告承認の取消処分及び消費税について仕入れ税額控除をしないことでされた更正処分等を受けたことについて、その取り消しを求めた事案である。本判決は、消費税法30条7項等によれば、課税仕入れに係る税額控除を受けるためには事業者が帳簿を保存していることが原則として要求されること、同保存は、帳簿等が物理的に存在するだけでは足りず、税務調査に際し、適時に帳簿等の記載内容の正確性が確認可能になるように体制を整えて保存することを要するとし、Xが第三者の立会いなしでは税務調査に応じないという立場を崩さず、税務職員が帳簿等の内容の確認ができなかった点を踏まえ、Xは同保存をしておらず、同法等に違反するとして、Xの控訴を棄却した。

(30) 東京高裁判平成21年5月27日 判例時報2062号33頁

平成20年(行コ)第204号 各在留を特別に許可しない処分取消等、各難民の認定をしない処分取消等請求控訴事件(一部変更、一部控訴棄却)

控訴人妻は難民に該当すると認められるところ、控訴人らは、1994年1月18日にミャンマーで婚姻し、同国で登録をされている夫婦であり、婚姻以来、ミャンマーや韓国で同居の期間を経て、本邦においても同居し、控訴人夫が就労するなど平穏な婚姻生活を送っているものであるが、控訴人妻が難民に該当することにより、ミャンマーへ送還されないことになる一方で、控訴人夫は、在留特別許可処分がなされない限り、控訴人妻と離れミャンマーへ送還されることになる。控訴人らが、ミャンマーにおける政治的活動の違いにより難民の認定が異なることはやむを得ないとしても、本件在特不許可処分(夫)は、控訴人妻が難民と認定されるべきことに加え、少なくとも十数年間夫婦として、少なくとも本邦において本件在特不許可処分(夫)時まで五年以上にわたり婚姻生活を続けてきた夫婦の事情を参酌すると、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかな場合であって、裁量権を逸脱、濫用しているといわざるを得ない。このように本件在特不許可処分(夫)は、在留特別許可がされるべきであったから違法と評価すべきであるが、重大かつ明白な瑕疵があるとまでいうことはできないとして、本件在特不許可処分(夫)の取消と無効確認については、棄却した原判決を維持し、難民認定をしない処分の取消し、退去強制書発布処分の取消などについては、原判決を変更してこれを認めた。

(31) 福岡高裁那覇支部判平成22年3月9日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第1号 選挙無効

いわゆる1人別枠制を採用した衆議院議員選挙区画定審議会設置法及びこれを前提とした現行の選挙区割り(公職選挙法13条及び別表第1)について、平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙の当時、一般に合理性を有するとは考えられないほどの投票価値の不平等を内在するものとして全体として違憲状態にあったとしつつ、国会が、憲法上要求される合理的な期間内にその是正を行わなかったものと評価することはできないから、上記選挙区割りはいまだ違憲というには至っていなかったというべきとした事例。

【社会法】

(32) 東京地判平成21年3月25日 判例時報2061号118頁

平成18年(行ウ)第480号 労働者災害補償保険遺族補償給付不支給処分取消等請求事件 認容(控訴)

本件は、就職情報誌の発刊等を行う株式会社において編集制作職として勤務していたAが

休日に自宅でも膜下出血を起こし死亡したことについてAの父母XらがAのくも膜下出血発症及び死亡は業務に起因するものであるとして中央労働基準監督署長がXらに対してした遺族補償給付及び葬祭料の不支給処分の取消を求めたものである。

本判決は、Aの業務の過重性について発症前6ヶ月間の時間外労働時間数、1ヶ月に1、2回の休日労働、平日の深夜ないし未明や休日に自宅で業務を行っていたこと、更に週に数回、徹夜ないしそれに近い状況で業務を行っていたこと、業務による一定の精神的負担を受けていたこと等から特に過重なものであったとした上、Aの基礎疾患についてはAは多発性のう胞腎というくも膜下出血の危険因子を有していたが、その程度や進行状況を明らかにする客観的資料がないほか、29歳というAの年齢・脳・心臓疾患による受診歴もその指示もなかったこと、血圧や健康診断結果も格別の異常はなかったことなどを認定し、他に確たる発症因子がなくてもその自然の経過により血管が破裂する寸前にまでAの基礎疾患が進行していたとみることは困難であるとして、Aの業務とくも膜下出血の発症及び死亡との間に相当因果関係が存在すると判示した。

#### 【紹介済み判例】

名古屋地判平成19年1月26日 判例タイムズ1297号148頁  
平成18年(ワ)第668号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)  
→法務速報78号13番で紹介済み

東京地判平成20年1月28日 判例タイムズ1280号321頁  
平成19年(ワ)第16775号 著作権侵害差止請求事件(一部認容・控訴)  
→法務速報82号16番で紹介済み

福岡高決平成20年5月12日 判例タイムズ1280号92頁  
平成20年(行タ)第3号 検証物提示命令申立事件(一部認容・許可抗告)  
→法務速報92号25番で紹介済み

最一判平成20年6月12日 判例タイムズ1280号98頁  
平成19年(受)第808号、平成19年(受)第809号、平成19年(受)第810号、平成19年(受)第811号、平成19年(受)第812号、平成19年(受)第813号 損害賠償請求事件(破棄自判、附帯上告棄却)  
→法務速報86号4番で紹介済み

知財高判平成20年6月26日 判例タイムズ1297号269頁  
平成19年(行ケ)第10391号 審決取消請求事件(認容・確定)  
→法務速報99号13番で紹介済み

東京高決平成20年7月1日 判例タイムズ1280号329頁  
平成20年(ラ)第181号 面談禁止等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(取消、自判・確定)  
→法務速報91号6番で紹介済み

最一判平成20年7月10日 判例タイムズ1280号121頁  
平成19年(受)第1985号 損害賠償請求事件(破棄差戻)  
→法務速報87号11番で紹介済み

最三決平成20年7月11日 判例タイムズ1280号133頁  
平成20年(シ)第147号 強盗致傷保護事件に関し保護処分につきしない決定に対する抗告の決定に対する再抗告事件(取消自判)  
→法務速報87号21番で紹介済み

最二判平成20年7月18日 判例タイムズ1280号126頁  
平成17年(あ)第1716号 証券取引法違反、商法違反被告事件(破棄自判)  
→法務速報87号22番で紹介済み

最二決平成20年7月18日 判例タイムズ1280号118頁  
平成20年(許)第21号 移送申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)  
→法務速報88号13番で紹介済み

最二判平成20年9月8日 判例タイムズ1280号114頁  
平成19年(行ヒ)第223号 審決取消請求事件(破棄差戻)  
→法務速報93号12番で紹介済み

最大判平成20年9月10日 判例タイムズ1280号60頁  
平成17年(行ヒ)第397号 行政処分取消請求事件(破棄自判)  
→法務速報89号25番で紹介済み

最二判平成20年9月12日 判例タイムズ1280号110頁  
平成19年(受)第1040号 損害賠償請求事件(破棄差戻)  
→法務速報89号1番で紹介済み

高松高判平成20年9月17日 判例タイムズ1280号72頁  
平成18年(ホ)第97号 損害賠償請求控訴事件(取消、自判・確定)  
→法務速報96号7番で紹介済み

最三判平成21年3月31日 金法1892号34頁  
平成20年(受)第442号 組合員代表訴訟事件  
→法務速報96号12番で紹介済み



最二判平成21年4月17日 判例タイムズ1297号124頁  
平成20年(受)第951号 株主総会等決議不存在確認請求事件(破棄差戻)  
→法務速報97号15番で紹介済み

最三判平成21年4月21日 判例タイムズ1297号127頁  
平成17年(あ)第1805号 殺人, 殺人未遂, 詐欺被告事件(上告棄却)  
→法務速報97号20番で紹介済み

最二判平成21年7月10日 金法1890号54頁  
平成19年(行ヒ)第28号 更生すべき理由がない旨の処分の取消請求事件  
→法務速報99号30番で紹介済み

最三判平成21年7月14日 判例時報2063号152頁  
平成20年(あ)第1575号 業務上横領被告事件 上告棄却  
→法務速報99号24番で紹介済み

最三判平成21年7月14日 金法1890号48頁  
平成20年(受)第1134号 配当異議事件  
→法務速報99号18番で紹介済み

最一判平成21年7月16日 金法1893号53頁  
平成20年(受)第802号 損害賠償請求事件  
→法務速報99号12番で紹介済み

大阪高裁判平成21年8月27日 判例時報2062号40頁  
平成20年(ネ)第474号・第1023号 更新料返還等請求控訴, 賃料請求反訴事件(変更, 反訴  
棄却)  
→法務速報105号4番で紹介済み

最二決平成21年9月30日 金法1893号48頁  
平成20年(ク)第1193号 遺産分割申立事件の審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告  
事件  
→法務速報102号1番で紹介済み

最二判平成21年10月16日 判例時報2061号148頁  
平成21年(あ)第191号・第259号 強制わいせつ致死, 殺人, 死体遺棄, 出入国管理及び難民認  
定法違反被告事件 破棄差戻  
→法務速報103号24番で紹介済み

最一判平成21年10月29日 判例時報2061号27頁  
平成20年(行ヒ)91号 法人税更正処分取消等請求事件 上告棄却  
→法務速報103号30番で紹介済み

最一判平成21年11月26日 判例時報2063号3頁  
平成21年(行ヒ)第75号 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件 上告棄却  
→法務速報104号31番で紹介済み

最一判平成21年11月27日 判例時報2063号138頁  
平成19年(受)第1056号 損害賠償請求事件 一部破棄差戻, 一部上告棄却  
→法務速報104号13番で紹介済み

最二判平成21年11月27日 金法1891号52頁  
平成19年(受)第1056号 損害賠償請求事件  
→法務速報104号13番で紹介済み

最二判平成21年12月7日 金法1891号43頁  
平成19年(あ)第818号 証券取引法違反被告事件  
→法務速報104号39番で紹介済み

---

## 2. 平成22(2010)年3月23日までに成立した, もしくは公布された法律

---

種類	提出回次	番号
----	------	----

法律名及び概要

・衆法 174 3  
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律  
・・・・過疎地域自立促進特別措置法の有効期限の延長, 過疎地域要件の追加, 過疎地域自立  
促進のための地方債の対象経費の追加等を定めた法律

---

## 3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者	出版社	頁数	定価
----	-----	----	----

書籍名

園尾隆司監修/杉山初江著 民事法研究会 305頁 3360円  
民事執行における「子の引渡し」・・・★

小谷融 中央経済社 493頁 6300円  
金融商品取引法の開示制度 歴史的変遷と制度趣旨

王冷然 信山社 416頁 7875円  
学術選書/民法0040 適合性原則と私法秩序

木目田裕監修/西村あさひ法律事務所・危機管理グループ編 商事法務 623頁 5460円  
インサイダー取引規制の実務

三菱UFJ信託銀行証券代行部編 商事法務 320頁 4095円  
別冊商事法務 No. 342 買収防衛策の導入傾向と事例分析 平成21年6月総会会社の実態

長島・大野・常松法律事務所/あずさ監査法人編 商事法務 210頁 2520円  
会計不祥事対応の実務 過年度決算訂正事例を踏まえて

---

#### 4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

---

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

ジョン・ミドルトン 有斐閣 338頁 6195円  
一橋大学大学院法学研究科叢書 報道被害者の法的・倫理的救済論 誤報・虚報へのイギリス・オーストラリアの対応を中心として

指宿信 第一法規 410頁 2940円  
法情報学の世界

唐津博 日本評論社 400頁 7350円  
南山大学学術叢書 労働契約と就業規則の法理論

日本法社会学会編 有斐閣 330頁 5250円  
法社会学 第72号 刑事司法の大転換

山中敬一 成文堂 246頁 5775円  
犯罪論の機能と構造

浜井浩一編著 日本評論社 256頁 3150円  
龍谷大学矯正・保護研究センター叢書 第10巻 刑事司法統計入門 日本の犯罪者処遇を読み解く・・・★

---

#### 5. 発刊書籍の解説

---

・民事執行における「子の引渡し」  
離婚した夫婦間で起こされる、子の引渡しを求める裁判の実情を分析し、その問題点を解説している。  
執行官や調査官等、実務家の意見を踏まえ、子の福祉実現の観点からあるべき制度論を探っている。

・刑事司法統計入門 日本の犯罪者処遇を読み解く  
検察統計、矯正・保護統計上に表れた変化、及び政策上の変化とそれらの関係性の分析を通じ、それらが犯罪者処遇にどのような影響を与えているかを解説している。  
解説は、処遇の内容、年齢や性別毎に分けて行われている。

☆配信停止をご希望の方へ  
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて  
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---